

解体工事業新設に関する取扱いについて

平成28年12月9日
光市水道局業務課

建設業法改正による解体工事業の新設(平成28年6月1日施行)に係る経過措置に伴う、解体工事業の本市入札参加資格の取扱いについては、下記のとおりとします。

記

1 経過措置の概要

施行日(平成28年6月1日)時点でとび・土工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる者は、引き続き平成31年5月31日まで、解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することができます。

2 取扱いの内容

平成29・30年度建設工事競争入札参加資格登録の業種区分において、解体工事業を新設しますが、経過措置により施行日時点で、とび・土工事業の許可を有する者については、とび・土工事業の許可及び経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書による経営事項審査結果(以下「経営事項審査結果」という。)をもって、解体工事業の入札参加資格を有するものとみなし、解体工事業に登録されるものとします。

また、とび・土工事業の許可を有していた者が、新たに解体工事業の許可を取得した際についても、経過措置により、とび・土工事業の経営事項審査結果をもって登録されるものとします。

なお、審査において総合点数の算出に用いる総合評定値(経営事項審査結果によるもの)は「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」を用いることとします。ただし、経営事項審査結果が施行日以前の旧様式のもので申請される場合は「とび・土工・コンクリート」を用いることとします。

※平成31・32年度建設工事競争入札参加資格の取扱いについては、上記を適用しませんのでご注意ください。

<解体工事業新設に関する入札参加資格の取扱い対応表>

施行日時点における「とび・土工事業」の許可の有無	業種	入札参加資格審査において用いる経営事項審査結果の総合評定値		
		平成27・28年度	平成29・30年度	平成31・32年度
有	とび・土工事業	とび・土工・コンクリート	とび・土工・コンクリート ・解体(経過措置)※1	とび・土工・コンクリート
	解体工事業			解体
無 (施行日以降に許可を取得した者)	とび・土工事業		とび・土工・コンクリート	
	解体工事業		解体	

※1 経営事項審査結果が施行日以前の旧様式の場合は「とび・土工・コンクリート」の総合評定値を用いる。